

○国土交通省令第

号

建設業法施行規則等の一部を改正する省令

建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）及び建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第三百八号）の施行に伴い、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第五条、第六条第一項、第十三条第一項、第四項及び第五項、第十三条第六号並びに第十四条（同法第十七条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十四条の七第一項、第二項及び第四項、第四十条の三並びに第四十四条の三、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二十二条第二項（同法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第一項、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二十二条第二項及び第三十六条並びに建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の十三の規定に基づき、並びに建設業法を実施するため、建設業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年 月 日

建設業法施行規則等の一部を改正する省令
(建設業法施行規則の一部改正)

国土交通大臣 太田 昭宏

第一条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「及び第一号、第二号又は第三号に掲げる証明書」を「並びに第一号及び第二号又は第二号から第四号までのいずれかに掲げる書面」に改め、同項に次の一号を加える。

四 監理技術者資格者証の写し

第三条第三項中「のうち別記様式第八号による証明書以外の書面」を削る。

第四条第一項第三号中「役員」を「役員等」に、「以下この条」を「次号」に改め、同号及び同項第四号中「略歴書」を「住所、生年月日等に関する調書」に改め、同項第五号中「許可申請者」の下に「（法人である場合においてはその役員並びに相談役及び顧問をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法人である場合においては、その役員）を含む。次号において同じ。）」を加える。

第七条第一号中「一通及び営業所のある都道府県の数と同一部数のその写し」を「及び副本各一通」に改める。

第七条の三第二号の表大工工事業の項中「建築大工」の下に「若しくは型枠施工」を加え、同表石工事業の項中「若しくは検定職種をコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者」を削り、同表屋根工事業の項中「、かわらぶき若しくはスレート施工」を「若しくはかわらぶき」に改め、同表管工事業の項中「一級の」の下に「建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするも

のに限る。以下この欄において同じ。）、「」を、「二級の」の下に「建築板金、」を加え、同表タル・れんが・ブロック工事業の項中「若しくは検定職種をれんが積み若しくはコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者」を削る。

第九条第二項第二号中「並びに許可申請書、変更届出書及びこれらの添付書類の写し」を削り、同項第三号中「役員」を「役員等」に改める。

第十二条ただし書を削り、同条の次に次の一条を加える。

（閲覧に供する書類）

第十二条の二 法第十三条第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 第四条第一項第一号、第七号、第九号、第十号、第十三号、第十四号、第十七号及び第十八号に掲げる書類

二 第九条第二項第二号及び第三号に掲げる法第六条第一項第四号の書面

三 第十条第一項第一号及び第二号に掲げる書類

第十三条第一項中「又は第二号」を「若しくは第二号」に改め、「の証明書」の下に「又は監理技術者資格者証の写し」を加え、同条第二項中「第一号、第二号又は第三号に掲げる証明書」を「次の各号に掲げるいずれかの書面」に、「第一号又は第三号に掲げる証明書」を「第一号、第三号又は第四号に掲げる書面」に改め、同項に次の一号を加える。

四 監理技術者資格者証の写し

第十四条の二第一項第一号中「作成特定建設業者」を「作成建設業者」に改め、「規定」の下に「（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号。次項第一号において「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「当該特定建設業者」を「当該建設業者」に改め、同項第二号中「作成特定建設業者」を「作成建設業者」に改め、同号亦中「監理技術者の」を「主任技術者又は監理技術者の」に改め、「有する」の下に「主任技術者資格（建設業の種類に応じ、法第七条第二号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得又は同号ハの規定による国土交通大臣の認定があることをいう。以下同じ。）又は」を、「専任の」の下に「主任技術者又は」を加え、同号ヘ中「ホの」の下に「主任技術者又は」を加え、「（建設業の種類に応じ、法第七条第二号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得又は同号ハの規定による国土交通大臣の認定があることをいう。以下同じ。）」を削り、同号に次のように加える。

ト 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者（第四号チにおいて「外国人技能実習生」という。）及び同法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの（第四号チにおいて「外国人建設就労者」という。）の従事の状況

第十四条の二第一項第四号ト中「作成特定建設業者」を「作成建設業者」に改め、同号に次のように加える。

チ 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況

第十四条の二第二項第一号中「作成特定建設業者」を「作成建設業者」に、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）」を「入札契約適正化法」に改め、同項第二号中「の監理技術者が」を「の主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は」に改め、「及び当該」の下に「主任技術者又は」を加え、同号及び同項第三号中「作成特定建設業者」を「作成建設業者」に改める。

第十四条の三第一項中「特定建設業者は」を「建設業者は」に、「作成特定建設業者」を「作成建設業者」に改め、同条第二項及び第四項から第六項までの規定中「特定建設業者」を「建設業者」に改める。

第十四条の四第一項第三号中「イからヘまで」の下に「及びチ」を加え、同条第四項から第八項まで及び第十四条の五中「作成特定建設業者」を「作成建設業者」に改める。

第十四条の六第一号中「作成特定建設業者」を「作成建設業者」に改め、「又は氏名、」の下に「当該作成建設業者が置く主任技術者又は」を加える。

第十八条中「法人は」の下に「、公益財団法人JKA」を加え、「、日本小型自動車振興会、日

本自転車振興会」を削る。

第十八条の三第一項に次の二号を加える。

九 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

第十八条の四第二項中「前条第二項第二号」を「第十八条の三第三項第二号口」に改める。

第十八条の五第一項第二号口中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同条第二項中「第十八条の三第二項第二号」を「第十八条の三第三項第二号口」に改める。

第十八条の七の表第七条の五、第七条の七第一項、第七条の十五第六号、第七条の十八第一号の項中「第十八条の三第二項第二号」を「第十八条の三第三項第二号口」に改める。

第二十三条に次の二項を加える。

4 第一項の規定により国土交通大臣に届出をした建設業者団体は、同項に掲げる事項のほか、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する取組を実施している場合には、当該取組の内容を国土交通大臣に届け出ることができる。

5 国土交通大臣は、前項の規定による届出のあつた取組の内容が、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に資するものであり、かつ、法令に違反しないと認めるときは、当該取組が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

第二十六条第二項第二号中「前項第三号口」を「前項第四号口」に改め、同条第五項中「作成特

定建設業者」を「作成建設業者」に改める。

第二十九条中「第二十七条の三十八」の下に「、法第二十七条の三十九第一項」を、「第四十一条」の下に「並びに第二十三条第五項」を加える。

別記様式第一号中「役員及び営業所」を「役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者」と改め、同様式別紙一を次のように改める。

役員等の一覧表

平成 年 月 日

| 役員等の氏名及び役名等 | | | |
|-------------|--------|-----|----------|
| 姓 氏 | 名 字 | 役名等 | 常勤・非常勤の別 |
| 経営業務の管理責任者 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

- 1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。
- 3 「経営業務の管理責任者」の欄には、当該役員等が経営業務の管理責任者に該当する場合に○を記入すること。

別記様式第一号に次の別紙を加える。

専任技術者一覧表

平成 年 月 日

| 営業所の名称 | フリガナ 専任の技術者の氏名 | 建設工事の種類 | 有資格区分 |
|--------|-------------------|---------|-------|
| | | | |

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

- 「1」………法第7条第2号イ該当
 - 「4」………法第7条第2号ロ該当
 - 「7」………法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
- 「2」………法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」………法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「5」………法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」………法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「8」………法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」………法第15条第2号イ該当

| | | |
|-------------------|-------------|-----------|
| 土木一式工事（土） | 鋼構造物工事（鋼） | 熱絶縁工事（絶） |
| 建築一式工事（建） | 鉄筋工事（筋） | 電気通信工事（通） |
| 大工工事（大） | ほ装工事（ほ） | 造園工事（園） |
| 左官工事（左） | しゆんせつ工事（しゆ） | さく井工事（井） |
| とび・土工・コンクリート工事（と） | 板金工事（板） | 建具工事（具） |
| 石工事（石） | ガラス工事（ガ） | 水道施設工事（水） |
| 屋根工事（屋） | 塗装工事（塗） | 消防施設工事（消） |
| 電気工事（電） | 防水工事（防） | 清掃施設工事（清） |
| 管工事（管） | 内装仕上工事（内） | |
| タイル・れんが・ブロック工事（タ） | 機械器具設置工事（機） | |

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

別記様式第一号記載要領11中「9」を「10」に改め、同記載要領を同様式記載要領12とし、同様式記載要領10中「9」を「10」に改め、同記載要領を同様式記載要領11とし、同様式記載要領9中「プレストレスコンクリート工事」を「プレストレストコンクリート構造物工事」に改め、同記載要領を同様式記載要領10とし、同様式記載要領6から同様式記載要領8がドセーラーの繰り下がり、同様式記載要領5の次に次のよう記入される。

6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。

「
別記様式第四号中 使用人数
」や 使用人数

日

に改め、同様式記載要領22中「いい、労務者は含めないものとする」と「いい」と改める。

」

別記様式第六号中「役員」や「役員等」に改める。

別記様式第七号に備考として次のよう記入される。

備考

経営業務の管理責任者の略歴については、別紙による。

別記様式第七号に次の別紙を加える。

経営業務の管理責任者の略歴書

| 現 住 所 | | | |
|----------------|--------------------|-----------------|-----------|
| 氏 名 | | 生 年 月 日 | 年 月 日 生 |
| 職 名 | | | |
| 歴 | 期 間 | 従 事 し た 職 務 内 容 | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | | |
| | 賞 罰 | 年 月 日 | 賞 罰 の 内 容 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 上記のとおり相違ありません。 | | | |
| 平成 年 月 日 | 氏 名 | | 印 |

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

別記様式第八号（1）を別記様式第八号とする。

別記様式第八号（2）を削る。

別記様式第十一号を次のように改める。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表
平成 年月日

| 営業所の名称 | 職名 | 氏名 | 姓名 |
|--------|----|----|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

別記様式第十二号及び別記様式第十三号を次のように改める。

許可申請者 法人の役員等
本人
法定代理人
法定代理人の役員等 の住所、生年月日等に関する調書

| 住 所 | | | |
|--------|-------|-----------|---------|
| 氏 名 | | 生 年 月 日 | 年 月 日 生 |
| 役 名 等 | | | |
| 賞 罰 | 年 月 日 | 賞 罰 の 内 容 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日 氏名 印

記載要領

- 1 「法人の役員等
本人
法定代理人
法定代理人の役員等」については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 4 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 5 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

| | | | |
|----------------|-------|-----------|-------|
| 現 所 | | | |
| 氏 名 | | 生 年 月 日 | 年 月 生 |
| 営 業 所 名 | | | |
| 職 名 | | | |
| 賞 | 年 月 日 | 賞 罰 の 内 容 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 罰 | 年 月 日 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 上記のとおり相違ありません。 | | | |
| 平成 年 月 日 | | 氏 名 | 印 |

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

別記様式第十項の記載額は「100分の1」又「100分の5」とする。

別記様式第十七項の記載額は「会計方法」又「会計方針」とする。

別記様式第十七項の記載額は「100分の1」又「100分の5」とする。

別記様式第十八項の記載額は「100分の1」又「100分の5」とする。

別記様式第十一項の記載額は「
〔(1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種
(6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使

3) 資本金額 (4) 役員の氏名 (5) 個人業者の氏名〕 〔(1) 商号又は名称 (2)
用人

営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員等の氏名 (5) 個人業者の氏名

建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) 〔建設業法第7条第2号
建設業法第15条第2号〕 に規定する営業所に

置かれる専任の技術者〕

記載駆動20を回数式記載要領22又は、回数式記載駆動のたゞ回数式記載駆動19並びに繋り止
か、回数式記載駆動21又は次のとおりとする。

10 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法
第7条第2号又は第15条第2号に規定する技術者の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の
名称を記載すること。

同記載表様11+11中の「記載駆動8」を回数式記載駆動のとし、回数式記載駆動への次に次のと
く加へる。

8 届出の内容が、経営業務の管理責任者である役員等の氏名に係る場合には、「備考」の欄にそ
の旨を記載すること。

同記載表様11+11中の「記載駆動4」を「プレストレストコンクリート工事」や「プレス
トレーストコンクリート構造物工事」とし、回数式別様11及12のとおりとする。

技術職員名簿

頁
項番
数 6 1 3 4 5
頁

| 通番 | 新規掲載者 | 氏 名 | 生年月日 | 審査基準日 現在の 現年齢 | | 業種 コード | 有資格 区分 コード | 講習 受講 | 業種 コード | 有資格 区分 コード | 講習 受講 | 監理技術者資格者証 交付番号 |
|----|-------|-----|-------|---------------------|--|-----------|------------------|----------|-----------|------------------|----------|-------------------|
| | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 6 | 10 | 1 | | | | | | | | | |
| 1 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 2 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 3 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 4 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 5 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 6 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 7 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 8 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 9 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 10 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 11 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 12 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 13 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 14 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 15 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 16 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 17 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 18 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 19 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 20 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 21 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 22 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 23 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 24 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 25 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 26 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 27 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 28 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 29 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |
| 30 | | | 年 月 日 | 6 2 | | | | | | | | |

記載要領

- 1 この名簿は、① ④ 「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数は2までとする。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□□①②のように右詰めで記入すること。
- 3 ⑥①「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば①①③、12枚目であれば①①②のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
- 4 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 5 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

| コード | 建設業の種類 | コード | 建設業の種類 | コード | 建設業の種類 |
|-----|-----------------|-----|-----------|-----|---------|
| 01 | 土木工事業 | 11 | 鋼構造物工事業 | 21 | 熱絶縁工事業 |
| 02 | 建築工事業 | 12 | 鉄筋工事業 | 22 | 電気通信工事業 |
| 03 | 大工工事業 | 13 | ほ装工事業 | 23 | 造園工事業 |
| 04 | 左官工事業 | 14 | しゆんせつ工事業 | 24 | さく井工事業 |
| 05 | とび・土工工事業 | 15 | 板金工事業 | 25 | 建具工事業 |
| 06 | 石工事業 | 16 | ガラス工事業 | 26 | 水道施設工事業 |
| 07 | 屋根工事業 | 17 | 塗装工事業 | 27 | 消防施設工事業 |
| 08 | 電気工事業 | 18 | 防水工事業 | 28 | 消清掃工事業 |
| 09 | 管工事業 | 19 | 内装仕上工事業 | | |
| 10 | タイル・れんが・ブロック工事業 | 20 | 機械器具設置工事業 | | |

- 7 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表(四)及び別表(五)の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 8 「講習受講」の欄は、建設業法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 9 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記入すること。

その他の審査項目（社会性等）

| | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|-----------|---|--|-----|------------------------------|--|--|-----------|--|--|
| 労働福祉の状況 | | | | | | | | | | |
| 雇用保険加入の有無 | 項番 4 1 | 3 | 〔1. 有、2. 無、3. 適用除外〕 | | | | | | | |
| 健康保険加入の有無 | 4 2 | 3 | 〔1. 有、2. 無、3. 適用除外〕 | | | | | | | |
| 厚生年金保険加入の有無 | 4 3 | 3 | 〔1. 有、2. 無、3. 適用除外〕 | | | | | | | |
| 建設業退職金共済制度加入の有無 | 4 4 | 3 | 〔1. 有、2. 無〕 | | | | | | | |
| 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 | 4 5 | 3 | 〔1. 有、2. 無〕 | | | | | | | |
| 法定外労働災害補償制度加入の有無 | 4 6 | 3 | 〔1. 有、2. 無〕 | | | | | | | |
| 建設業の営業継続の状況 | | | | | | | | | | |
| 営業年数 | 4 7 | 3 | 5 | (年) | 初めて許可(登録)を受けた年月日 昭和 年 月 日 | 休業等期間 年 か月 | | 備考(組織変更等) | | |
| 民事再生法又は会社更生法の適用の有無 | 4 8 | 3 | 〔1. 有、2. 無〕 | | | | | | | |
| | | | | | 再生手続又は更生手続開始決定日 平成 年 月 日 | 再生計画又は更生計画認可日 平成 年 月 日 | 再生手続又は更生手続終結決定日 平成 年 月 日 | | | |
| 防災活動への貢献の状況 | | | | | | | | | | |
| 防災協定の締結の有無 | 4 9 | 3 | 〔1. 有、2. 無〕 | | | | | | | |
| 法令遵守の状況 | | | | | | | | | | |
| 営業停止処分の有無 | 5 0 | 3 | 〔1. 有、2. 無〕 | | | | | | | |
| 指示処分の有無 | 5 1 | 3 | 〔1. 有、2. 無〕 | | | | | | | |
| 建設業の経理の状況 | | | | | | | | | | |
| 監査の受審状況 | 5 2 | 3 | 〔1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無〕 | | | | | | | |
| 公認会計士等の数 | 5 3 | 3 | 5 | (人) | | | | | | |
| 二级登録経理試験合格者の数 | 5 4 | 3 | 6 | (人) | | | | | | |
| 研究開発の状況 | | | | | | | | | | |
| 研究開発費(2期平均) | 6 6 | 3 | 5 | 10 | (千円) | 審査対象事業年度 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 □□□□□□□□□□(千円) | 審査対象事業年度 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 □□□□□□□□□□(千円) | | | |
| 建設機械の保有状況 | | | | | | | | | | |
| 建設機械の所有及びリース台数 | 6 6 | 3 | 5 | (台) | | | | | | |
| 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 | | | | | | | | | | |
| I S O 9 0 0 1 の登録の有無 | 5 7 | 3 | 〔1. 有、2. 無〕 | | | | | | | |
| I S O 1 4 0 0 1 の登録の有無 | 5 8 | 3 | 〔1. 有、2. 無〕 | | | | | | | |
| 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 | | | | | | | | | | |
| 若年技術職員の継続的な育成及び確保 | 5 9 | 3 | 〔1. 該当、2. 非該当〕 | | | | | | | |
| 新規若年技術職員の育成及び確保 | 6 0 | 3 | 〔1. 該当、2. 非該当〕 | | | | | | | |
| | | | | | 技術職員数(A) (人) | 若年技術職員数(B) (人) | 若年技術職員の割合(B/A) (%) | | | |
| | | | | | 新規若年技術職員数(C) (人) | 新規若年技術職員の割合(C/A) (%) | | | | |

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば ① ② のように右詰めで記入すること。
- 2 ④ ① 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについて公共職業安定所の長に対する届出を行つてはいる場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 ④ ② 「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つてはいる場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 ④ ③ 「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行つてはいる場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 5 ④ ④ 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、労働者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 6 ④ ⑤ 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 7 ④ ⑥ 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基準となつた業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 8 ④ ⑦ 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 9 ④ ⑧ 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 10 ④ ⑨ 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 11 ⑤ ⑩ 「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 12 ⑤ ⑪ 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 13 ⑤ ⑫ 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行つている場合は「1」を、会計参与の設置を行つている場合は「2」を、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものと提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 14 ⑤ ⑬ 「公認会計士等の数」及び⑤ ⑭ 「二級登録経理試験合格者の数」の欄のうち、公認会計士等の数については、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者の人数の合計を記入すること。
- 15 ⑤ ⑮ 「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 16 ⑤ ⑯ 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第2条第2項に規定する大型自動車のうち、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンについて、台数の合計を記入すること。

- 17 [5] [7]「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
- 18 [5] [8]「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
- 19 [5] [9]「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 20 [6] [0]「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となつた人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のものの人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

記入すべき割合は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

別記様式第二十五号の十二を次のように改める。

経営規模等評価結果通知書

経営規模等評価の結果を通知します。

審査基準日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

許可

番号
電資
完成工事額/
本金
完成工事額/
元上高行
政
序
記
入

欄

| 許可区分 | 施設工事の種類 | 総合評定値(P) | 完成工事額 | | 元請完成工事額 | | 技術職員数 | | 解説 | | |
|--------------|------------------|----------|-------|-------|---------|---------|-------|--------|----|----|-----|
| | | | 年平均 | 評点(X) | 年平均 | 元請完成工事額 | 級 | (講習受講) | 基幹 | 二級 | その他 |
| 土木 | フレストレストコンクリート構造物 | 一式 | | | | | | | | | |
| 延 線 | | 一式 | | | | | | | | | |
| 大 工 | | 一式 | | | | | | | | | |
| 左 右 | | 一式 | | | | | | | | | |
| ヒビ・土工・コンクリート | | 一式 | | | | | | | | | |
| 透 直 | | 一式 | | | | | | | | | |
| 底 面 | | 一式 | | | | | | | | | |
| 底 石 | | 一式 | | | | | | | | | |
| 底 技 | | 一式 | | | | | | | | | |
| 底 気 | | 一式 | | | | | | | | | |
| 電 管 | | 一式 | | | | | | | | | |
| タイル・れんが・プロック | | 一式 | | | | | | | | | |
| 鋼 構 | | 一式 | | | | | | | | | |
| 鋼 組 | | 一式 | | | | | | | | | |
| 鉄 鋼 | | 一式 | | | | | | | | | |
| 便 ゆ う し り つ | | 一式 | | | | | | | | | |
| 便 備 | | 一式 | | | | | | | | | |
| 方 ラ | | 一式 | | | | | | | | | |
| 方 装 | | 一式 | | | | | | | | | |
| 方 金 | | 一式 | | | | | | | | | |
| 防 装 | | 一式 | | | | | | | | | |
| 内 装 | | 一式 | | | | | | | | | |
| 機 器 | | 一式 | | | | | | | | | |
| 機 総 | | 一式 | | | | | | | | | |
| 機 組 | | 一式 | | | | | | | | | |
| 機 電 | | 一式 | | | | | | | | | |
| 機 気 | | 一式 | | | | | | | | | |
| 造 さ | | 一式 | | | | | | | | | |
| 造 道 | | 一式 | | | | | | | | | |
| 消 防 | | 一式 | | | | | | | | | |
| 消 防 | | 一式 | | | | | | | | | |
| その他の他 | | 一式 | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | |

| (参考)項目 | 次第 | 科 目 | 次第 | 経営状況 | | 次第 | 経営状況 | | 次第 |
|---------|----------------|-----|----|------|-----|----|--------|--------|----|
| | | | | 規支利 | 利回率 | | 自己資本比率 | 固定資本比率 | |
| 固定資本 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 |
| 流动負債 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 |
| 固定負債 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 |
| 利益剰余金 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 |
| 自己資本 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 |
| 総資本(前期) | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 | 死 |
| | 營業キャッシュフロー(前期) | | | | | | | | |
| | 營業キャッシュフロー(当期) | | | | | | | | |

総合評定値

経営規模等評価の結果を通知します。

印

表

| | | |
|----|---|----|
| 71 | 建築大工 (1級) | 3年 |
| 72 | 左官 (1級) | 3年 |
| 73 | とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工 (1級) とび とび (2級) | 3年 |

| | | |
|----|---|----|
| 71 | 建築大工 (1級) | 3年 |
| 72 | 左官 (1級) | 3年 |
| 73 | とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工 (1級) とび とび (2級) | 3年 |

76

77

〔(2級) 3年〕

| | | |
|-----|----|-----|
| 「 | 76 | 配管・ |
| 」 | | 」 |
| 建築板 | | |
| 70 | | |
| タル | | |
| 77 | | |
| 」 | | |

タル

| | | |
|-----------------|----|--|
| 配管工 (1級) | | |
| 」 (2級) | 3年 | |
| 金「ダクト板金作業」 (1級) | | |
| 」 (2級) | 3年 | |
| 張り・タル張り工 (1級) | | |
| 」 (2級) | 3年 | |

タル「・建築板金」 心 「・建築板金

「内外装板金作業」」
上略

| | | |
|-----|-----------------------------|---------|
| 171 | 建築大工 (1級) | 3年 |
| 271 | " (2級) | |
| 172 | 左官 (1級) | |
| 272 | " (2級) | 3年 |
| 173 | とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工 (1級) | |
| 273 | " " " | (2級) 3年 |

| | | |
|-----|-----------|----|
| 171 | 建築大工 (1級) | 3年 |
| 271 | " (2級) | |
| 164 | 型枠施工 (1級) | |
| 264 | " (2級) | 3年 |
| 172 | 左官 (1級) | 3年 |
| 272 | " (2級) | |

上略

176
276

177
277

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 173 | とび・とび工・シンクリート圧送施工 (1級) | 3年 |
| 273 | " " (2級) | " |

| | |
|-------------------|----|
| 配管・配管工 (1級) | 3年 |
| " " (2級) | " |
| タイル張り・タイル張り工 (1級) | " |
| " " (2級) | 3年 |

| | |
|-----------|--|
| 「 176 配管・ | |
| 276 " | |
| 170 建築板 | |
| 270 " | |
| 177 タイル | |
| 277 " | |

| | |
|-----------------|----|
| 配管工 (1級) | 3年 |
| " (2級) | " |
| 金「ダクト板金作業」 (1級) | " |
| " (2級) | 3年 |

ト・建築板金」「・建築板金

張り・タイル張り工 (1級)

「内外装板金作業」」と改める。

(淨化槽工事業に係る登録等に関する省令の一部改正)

第一条 淨化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）の一部を次のよう改定する。

第三条第一項第一号中「二」を「二二、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む」に改め、同項第三号及び第四号中「略歴を記載した書面」を「住所、生年月日等に関する調書」に改め、同条第三項中「略歴書」を「調書」に改める。

第八条第三号中「略歴を記載した書面」を「住所、生年月日等に関する調書」に改める。

別記様式第一号中「準ずる者」を「準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。」と、「役名」を「役名等」に改め、備考3を備考4とし、備考2の次に次のよう追加する。

3 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資

をしていいる者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載する。をとする。
別記様式第三号及び別記様式第四号を次のように改める。

別記様式第3号（第3条関係）

工事業登録申請者

法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人の役員

の調書

(A4)

| | | | |
|-------------------------|----------|-------|--------|
| 現住所 | 郵便番号 () | | |
| | 電話番号 () | | |
| フリガナ 氏名 | | 生年月日 | 年 月 日生 |
| 職名 | | 最終学歴 | |
| 賞 | 年月日 | 賞罰の内容 | |
| 罰 | | | |
| 上記のとおり相違ありません。 年 月 日 | | | |
| 氏名 | | | 印 |

備考

1
 法人の役員
 本人
 法定代理人
 法定代理人の役員

については、不要のものを消すこと。

2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「職名」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載を要さない。

3 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

浄化槽設備士の調書

| | | | | |
|-------------------------|---------|-------|---------|---------|
| 現住所 | 郵便番号() | | | 電話番号() |
| フリガナ 氏名 | | 生年月日 | 年 月 日 生 | |
| 営業所名 | | 最終学歴 | | |
| 職名 | | | | |
| 賞 | 年月日 | 賞罰の内容 | | |
| 罰 | | | | |
| 上記のとおり相違ありません。 年 月 日 | | | | |
| | | | 氏名 | 印 |

備考

「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

別記様式第五弐中「（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）」を並り、「役名」を「役名等」と改め、同様に表面に備考として次のものに加える。

備考

総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。

（解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正）

第三条 解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十二年国土交通省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「をいい」を「をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わらず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む」に改め、同項第三号中「略歴を記載した書面」を「住所、生年月日等に関する調書」に改め、同条第五項中「略歴書」を「調書」に改める。

別記様式第一弐中「準ずる者」を「準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。」と、「役名」及び「役職」や「役名等」と改め、備考3を備考4として、備考2の次に次のように加える。

3 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
別記様式第四項を次のようと定める。

別記様式第4号（第4条関係）

(A4)

登録申請者

法人の役員人
本人
法定代理人
法定代理人の役員

の調書

| | | | |
|-------------------------|----------|------|---|
| 現住所 | 郵便番号 () | | |
| | 電話番号 () | | |
| フリガナ 商号、名称又は 氏名 | | 生年月日 | |
| 賞 年月日 | 賞罰の内容 | | |
| 罰 | | | |
| 上記のとおり相違ありません。 年 月 日 | | | |
| 氏名 | | | 印 |

備考

1 法人の役員人
本人
法定代理人
法定代理人の役員

について、不要のものを消すこと。

2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。

3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。

4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

記載欄に「（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）」を記入、「役名」や「役名等」と記入、回答欄に複数の項目が並ぶ。

備考

総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。

註

「」の省略は、趣設業法等の一項を改正する趣意の施行の日（平成11年四月一日）から施行する。